

令和7年度児童虐待防止に係る広報啓発業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度児童虐待防止に係る広報啓発業務

2 業務の概要

兵庫県こども家庭センター（児童相談所）における児童虐待相談受付件数※は年々増加傾向にある。児童虐待の重篤化を防ぐためには、早期発見及び早期対応が重要とされ、こどもや保護者が孤立しないよう社会全体で関わり解決すべき問題である。

こども自身やその保護者等（親子に関わる人々を含む）を主な対象者とし、「児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）」や「親子のための相談LINE」等の普及啓発を行うことにより、広く相談（通告を含む）を促す。

※ 令和6年度：約5,700件、そのうち心理的虐待が約3,500件（約6割）

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業費

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の内容

当該事業を受託する者（以下、「受託者」という。）は、以下の内容に従って業務を実施する。

(1) 広報戦略とそれに基づく広報手段

ア 児童虐待の早期発見及び早期対応のための相談をどのような考え方で対象者に訴求するのかを提案し、兵庫県（以下、「委託者」という。）と協議して実施すること。

イ 広報手法について、下記(2)の他、効果的な広報手段がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

ウ 特に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（毎年11月）」の期間は、集中的に取り組むこと。

(2) 広報媒体の検討等

こども自身やその保護者等が児童虐待について相談しようと思える広報素材を作成すること。

ア インターネット広告・SNS広告等

ランディングページ「ひょうご児童虐待ゼロプロジェクト（<https://hyogo-helpkids.com>）」の広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、

バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等)について、定期的に委託者に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

イ 啓発ポスター作成

インターネット広告・SNS広告等のコンセプトと一体的に作成すること。

(ア) サイズ

A2・A3サイズ

(イ) デザイン

1種以上

(ウ) 数量(想定)

2,300部

(エ) 活用方法(想定)

県内市町児童福祉主管課(神戸市及び明石市を除く)、学校・教育機関、保育所を含む児童福祉施設(県所管のみ)、その他関連団体等への配布

(オ) 納品先(想定)

令和7年10月17日(金)までに納品すること。

① 上記(エ)の関係機関:計2,000部(送り先は別途通知)

県内市町児童福祉主管課	700部
保育所等	500部
保育所を除く児童福祉施設	280部
関係機関	520部

② 兵庫県福祉部児童家庭課:計300部

(カ) その他

原稿デザインについては、打ち合わせの上で作成し、2回以上校正

6 業務上の留意点

(1) やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となった時には、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 本業務の進め方について、委託者と密に協議、連絡・調整の上、適切なスケジュール管理を行うこと。

なお、本業務の目的達成のため、委託者の指示により委託仕様書の内容の変更・追加を行う場合がある。

(3) 本業務の成果品の著作権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(4) 本業務を通じて知り得た情報を委託契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

これは委託契約の満了後も同様とする。

(5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(6) 業務実施にあたり、委託仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

(7) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。